

## 1. < 国際戦略の推進について >

新年度、知事をトップとして、県としての総合的な国際戦略を描き展開する司令塔の役割を果たす「国際戦略推進本部(仮称)」を庁内に設置するとともに、国際課の「企画・協力担当」を「国際戦略推進担当」へと名称変更し推進本部の事務局とする組織改編が行われることとなりました。

私は、平成 28 年 3 月の予算委員会総括質疑において、「本県の国際戦略について」質問を行った際、「県の施策はさまざまな分野において海外とつながっており、現在の各部局それぞれの戦略ではなく、各部局が行っている施策を一元的・総合的に見渡し、戦略性を持ってそれぞれの施策を効果的に結び付けて推進していくことが重要である。県の国際戦略の司令塔となる組織が必要である」と述べました。

そして知事からは、「県庁として国際化について最も力の発揮しやすい組織とはどういうものかをということを引き続き検討していく」との答弁をいただきました。

これまで検討してきた結果が今回の「国際戦略推進本部」の設置につながったものと考えています。

TPP11 やEPAの発効、外国人労働者の受入れやインバウンドの拡大など国際化を巡る環境が大きく変化する中、今後の課題や目標への対

策を強化していく上で、この組織新設は大きな一歩であると思いますし、営業戦略部を設置した茨城県や国際戦略課が県の国際戦略を所管する群馬県にも負けることなく、新組織設置の目標を実現し、成果をあげていくことを期待しています。

そこで、県では、新たに設置する国際戦略推進本部を、本県の国際戦略の推進にどう活かしていこうとしているのか、知事にお伺いします。

(再質問・要望)

これまでは、各部・各課で企画立案した事業がそれぞれに推進されてきたが、これらの各事業に“よこぐし”を入れ、より効率的・効果的に成果があげられるように、戦略的に部局横断的に推進していく、と理解している。

庁内連絡会議、推進本部幹事会、そして推進本部という推進体制が、国、市町、団体、企業等と連携をとっていく、とされている。

特に、民間事業者、団体との連携はこれまで以上に強くし、スピード感を持って政策を決定し推進していけることを期待している。

## 2. < 今後の観光振興について >

### (1) 新たな観光資源の掘り起こし

観光の振興は、将来にわたり地域の活力を生み出していく上で、もは

や欠くことのできない極めて重要な政策の柱となっています。

国は、2020 年訪日外国人旅行者数 4,000 万人、旅行消費額 8 兆円等の目標を掲げ、国を挙げて観光立国の実現を進めており、本県においても、観光立県とちぎを目指し、2020 年観光客入込数 9,700 万人、観光消費額 6,650 億円等という目標を掲げています。

3 年間取り組んできた DC もこの春の アフター DC を持って終了しますが、隣の群馬県はこれからプレ DC を迎えると聞いています。その勢いに押されることのないよう、また連携できる場所はそのメリットを活かして、DC の終了後もしっかりと戦略のもと成果を発揮し続けなければなりません。

DC 期間中には、観光地を中心とした観光資源の磨き上げや地域資源を活用した観光資源の掘り起こしに取り組んでいましたが、その手を休めることなく、さらに新たな観光資源を探していくことが必要だと思います。

例えば MICE (meeting、incentive tour、convention 又は conference、exhibition 又は event) の誘致もそうしたものの 1 つで、企業・産業活動や研究・学会活動等と関連している場合が多いため、一般的な観光旅行よりも周辺地域への経済波及効果が大きく、観光庁によると日本国内で開催された 国際 MICE 全体の経済波及効果の推計額は年間 1 兆円を超えています。が、本県ではハード・ソフトの両面で多々課題があり、なかなか難しいのが現状です。

一方、規模や性質は異なりますが、足利市において、民間事業者（足利商工会議所）による「足利流5S（整理・清掃・整頓・清潔・躰）活動」の取組を地域ブランドとして確立し、その手法を世界にオープンにすることで諸外国との文化・経済の交流を促進することを目的とした「世界5Sサミット」を開催し、（2016年の大会では）エチオピアやスリランカなど世界各地から多くの人を集めたような事例もあります。

これからの観光振興には、こうした取組に着目し、観光誘客のツールとして活用・連携していく視点が必要になってくるものと考えます。

また、近年は、外国の生徒が日本の学校を訪問する「教育旅行」も参加者数を大きく伸ばしており、本県に多くの人を招く一つの形態として重要であると思います。

こうした取組を、観光資源としてあらためて打ち出していくことが、本県の今後の観光振興に有効と考えますが、産業労働観光部長の所見をお伺いします。

（再質問、要望）

教育旅行の実例を挙げる。

◆ 去る 1 月 23 日、24 日と、北京市のハイデン海淀外国語学校という幼稚園から高校まで一貫教育をしているグループの中学生 120 人が修学旅行で訪日するとの相談があり、足利市へお招きし、白鷗大学足利中学校、高等学校のご協力をい

ただき、学校交流を行った。

同じく、足利商工会議所の協力のもと、「足利5S 学校」の講義を受講していた。  
だいた。

地元の飲食店で地元産食材を使用した昼食をとり、夜はあしかがフラワーパークに立ち寄り夕食とともにイルミネーションアワード日本一を楽しんでもらった。

どちらとも、大変好評であったと聞いている。

観光地観光はもちろん、教育旅行としてのメニューを示し、実績を積み上げていくことは将来に向けて大切なことである。

教育旅行に取り組んでいるというのであれば、国際化の進展の中で結果的に増加しているのではなく、こちらから仕掛けて結果を出している、出していく、そうでなければいけない。

県内にはどのような教育機関、学校があるか、そして、それぞれの特徴、アピールポイント、受け入れ実績等を体系化する。

さらには、私学においても独自に姉妹校等の国際交流に取り組んでいる学校もあるはずで、県との間で相互に協力できるところはなにか、情報共有化し協力体制を整えておく。

これらの情報をどこの国に、どのエリアに、どうやって売り込んでいくか、戦略をたてて活動する。例えば、大手旅行会社の海外支社に情報提供と売り込みをかける。今回の北京市からの訪日団についても、大手旅行会社の北京支社から話

をいただいたものである。

こういうところまで詰めていくことで、選ばれるとちぎ、として確立されていくのだと思う。

是非とも、「教育旅行」や「MICE」を本県の観光資源として認識していただくとともに、様々な形でサポートいただきたい。相互に良好な協力関係を構築してほしい。

## (2) ガーデンツーリズムの推進

昨年8月、国土交通省から、伝統的な日本庭園や花咲く公園などを巡る「ガーデンツーリズム」を広めるための登録制度を創設する方針が示されました。複数の庭園や公園が連携し、観光ルートとしての魅力を高め、観光客を誘致する手法として、英国では 3,700 ものガーデンに関する情報がガイドブック(イエローブック)としてまとめられるなど、欧米においては一般的に普及しており、我が国においても期待が膨らみます。

国土交通省から全国に発信された通知には、具体例として「国営ひたち海浜公園」とともに「あしかがフラワーパーク」が例示されており、

本県は、東西ルートとして北関東3県の花をテーマにした「北関東フラワーパークライン」を、南北ルートとして県北地域にある皇室ゆかりの旧御

用邸等を活用した公開施設と観光庭園を組み合わせた「皇室ゆかりの庭園と花の里」という、2つの取組を提案したと聞いています。

単独では集客力に限界がある庭園や公園でも、それらが一体となってアピールすることで観光地としての魅力をより高めることができるため、ぜひ県が中心となって広域ルートを策定して登録を勝ち取り、本県への誘客促進につなげていただきたいと思います。

そこで、ルート登録に向けた方策と今後の見通しについて、県土整備部長にお伺いします。

(再質問、要望)

国土交通省では、全国の協議会の取り組みを支援するとしている。

① 登録制度の創設・・・各協議会がネットワーク計画を作成し、国に申請を行うもの。

②庭園間交流連携促進調査・・・取り組みの底上げ(講習会等)、国内外への普及啓発(HPの作成など)

⇒収益力・集客力・運営ノウハウを向上させることで、観光誘客の強化、地域の活性化へとつなげていく。

認定については、有識者委員会による審査を経て、第1回登録は今年6月、第2回登録は秋頃を予定している。なお、第1回は既存の取り組みを重視し、全国で4～5か所の見込みである。(全国で38取り組み＝うち新規14)

登録されても、財政的な支援はないが、PR 効果は大きく、旅行商品への取り入れ等が期待される。

実質的には、第 2 回目での採択を目指すことになるだろう。

国の通知で、「国営ひたち海浜公園」と「あしかがフラワーパーク」が例示されていた。公の施設と民間の施設が融合する取り組みは全国的にも貴重であると思う。

国土交通省の事業ということで、県土整備部が所管となっているが、観光振興分野を所管する産業労働観光部にもこのガーデンツーリズムに積極的に関与してほしい。

観光全体に対して、インフラ整備の重要性を訴えたい。観光施設そのものを磨き上げることに注力することはもちろん重要である。今回の DC を通じて、この点については前進したことと思う。同時に、道路、案内標識などのいわゆるインフラを整備していくことも極めて重要であると言われている。

県外、国外から訪れた観光客が、ストレスなく観光できる環境を整えていくことは、好印象となりピーターにつながる。

### 3. <いちご王国の発展に向けた取組について>

本県のイチゴは半世紀にわたり日本一を維持してきました。本県自慢

のイチゴを、今後は関西圏や海外にも販路を拡げ、「いちごと言えば栃木県」のイメージをどんどん広めていって欲しいと思っています。

しかし、本県のイチゴは首都圏でほとんど売れてしまい、わざわざ海外や関西に持って行く必要はない、という声も聞こえてきます。

農業以外の産業では、激しい競争を勝ち抜いていくために、現状に甘んじることなく常に新しい販路を求め、需要に対応するための様々な工夫をしています。

「いちご王国」である以上、首都圏以外にも、本県のイチゴを高く評価してくれる新たな市場を開拓していくことや、生産コストを下げたり、品質を高めていく、などの努力をしていくことは、「王国」であり続けるための使命ではないかとすら思うところです。

一方で、「いちご王国」の発展に向けて、今後も「攻めていく」と考えた場合、足下の生産面が心配です。

県内のイチゴの栽培面積は減少しており、10年前には約 650ha だったものが、現在では約 550ha となっています。また生産者も減っているということであり、今後生産量が減っていくことが懸念されます。

県はこれまで「栃木 i37 号」や「栃木 iW1 号」など魅力ある品種を次々生み出し、素晴らしい成果を上げていると思いますが、それだけではなく、イチゴづくりに夢を持って取り組む多くの若い担い手を確保し

ていくためには、生産性をより高める技術の開発・普及など新しいことにも積極的にチャレンジし、「いちご王国」の更なる発展を図っていく必要があると考えます。

そこで、日本一のいちご産地として、本県のいちご生産の更なる振興を図るため、県はどのように取り組んでいくのか、農政部長にお伺いします。

（再質問・要望）

先日、県内の一部の農家から不適切な農薬の使用の問題があったが、このようなことは決してあってはならない。県をはじめ、関係者が協力して、迅速な対応が図られた。県内の関係者の組織力を感じた。

今回のような事案をステップに安全・安心の更なるレベルアップを図っていく必要がある。いちご王国を自負し、これからもありつづける上では、安全面においても全国をリードしていかなければならない。

いちご消費が減少していると聞く。需要拡大を図ることも必要である。

#### 4. <足利地区の社会資本整備について>

##### ① 南部の産業団地周辺における渋滞対策について

足利市においては、現在、企業局によって予約分譲が完了した「あが

た駅南産業団地」の造成工事が大詰めを迎えています。

この産業団地が立地する県道足利邑楽行田線の沿線には、すでに北から「久保田工業団地」「西久保田工業団地」「八坂第二工業団地」「八坂工業団地」「羽刈工業団地」が立地しており、多くの企業が操業しています。

県道足利邑楽行田線は、国道 50 号と国道 122 号をリンクする形となっており、例えば、佐野方面から入り国道 122 号を通過して熊谷方面へ抜ける、あるいはその逆ルートで国道 50 号へ抜ける車両の通行が多く、現在でも、国道 50 号との交差点において渋滞が発生し、側道から本線まで車列が続いてしまう状況も見られます。

こうした中、あがた駅南産業団地には、物流業を含む計 7 社が立地することになっており、また足利市では、同産業団地の北側に新たな産業団地の造成を検討していると伺っています。

これらの状況から想定すると、より多くの車両が行き交うようになり、交通渋滞が慢性化する可能性が高いことから、円滑な道路交通を確保するため、先んじて道路網の整備を検討していくことが求められていると思います。

そこで、将来を見据えた、足利市南部の産業団地周辺における渋滞対策について、どのように考えているのか、県土整備部長にお伺いしま

す。

## ② スマートICの設置について

北関東自動車道は、平成 23 年 3 月に足利ICが開通したことにより、首都圏はもとより茨城港や新潟港等の貿易港とのアクセスが向上し、足利市内の産業団地への企業立地が進むなど、足利地区の社会経済活動の発展に大きく寄与しています。

一方、足利ICから離れた足利市の西部地区においては、3次救急医療機関である足利赤十字病院の救急医療体制の維持向上や、地域の特性に合ったまちづくり等の推進のため、北関東自動車道へのアクセス強化が求められています。

こうしたことから、足利市では昨年3月に策定した足利市都市計画マスタープランにおいて、北関東自動車道の更なる連結強化を図るため、市西部地区にスマートICの検討を進めることを明記したところです。

具体的な検討はこれからとなりますが、地元ではスマートIC設置への機運が高まっており、私としてもスマートICの設置は、足利市にとって大きな効果をもたらすものであり、是非とも設置に向けた検討を進めるべき

と考えています。

そこで、足利地区へのスマートHCの設置に対し、県の積極的な支援をお願いしたいと思いますが、県では今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いします。

## 5. < 高等特別支援学校の成果 >

栃木県初の高等特別支援学校として宇都宮青葉高等学園が開校してから3年が経過します。同校は、軽度の知的障害のある生徒が就職し自立した生活を送れるよう、専門の就労支援コーディネーターを配置するなど、充実した職業教育やキャリア教育、進路指導や就労支援に力を入れてきました。

この春には、いよいよ第1期生が卒業を迎えます。

2月4日の読売新聞で取り上げられていたように、1月末時点での正式な就職内定通知を受けている生徒は79人中36人とのことでありますが、内定の話が進められているものを含めると約8割の生徒の進路が固まりつつあると聞いています。

生徒たちが社会人・職業人として自立するスタート位置に立つことを大変嬉しく思うとともに、ご家族や指導に関わった関係者の皆様の喜び

も大きいことと思います。

一方で、実際に就職するまでの間、生徒たちには期待と不安が入り交じることと思います。来月の7日には卒業式を控えているが、就職を希望する生徒全員が仕事に就けるように、最後までしっかりとサポートしていただきたいと思っています。

また、高等特別支援学校には、生徒の自立支援はもちろんのこと、校における職業教育の成果等を踏まえた、他の特別支援学校と連携した職業教育の推進や、特別支援教育に関するセンター的機能など、本県の特別支援教育の推進に向け多くの役割を果たすことが期待されており、県民の関心も高いものがあります。

そこで、第1期生の就職実績も含め、3年間の高等特別支援学校の取組をどう評価しているのか、そして今後にもう活かしていくのか、教育長にお伺いします。

(再質問・要望)

この高等特別支援学校で蓄積されたノウハウやネットワークを、県内の特別支援学校へ波及させていくことも本校の役割とされているが、実際にはどのようなことが行われてきたのか？

私は、平成23年度に設置された「高等特別支援学校整備検討委員会」のメンバーとして、学校の果たす役割や機能等についての議論に加わっていた。

当時から地域性を指摘してきた。原則 60 分以内の通学圏となると、実際のところは、ほぼ宇都宮と近隣に居住する生徒である。県南や県北など、通学が困難なエリアの生徒、家庭からすると、とてもうらやましく、地域間の格差とも言える。

県内の特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、平成 11 年の 715 人から平成 30 年には 3041 人と、4 倍以上に増加した。今後、高等特別支援学校へのニーズは増大していくかもしれない。

※他エリアへの第 2 校開校への検討を開始してもいいのではないか。（地域間格差の解消に加え、対象者の増加が想定されるから）

少なくとも、県内どの地域の特別支援学校に通っても、同程度のカリキュラムを受講でき技能を習得できる環境を整えていくことを強く要望する。

※中核市である宇都宮市は特別支援学校を開設できる権限が付与されている。  
県と中核市との役割分担を総合的に議論していくべきである。

まさに、現状は地域格差が生まれている。地域偏重である。宇都宮に住む子どもとそれ以外の地域の子どもで、あまりにも大きな格差が生まれてはいけない。県の役割としては、この部分での調整役というもののあるのではないか。

※特別支援学校つまり、小学生・中学生のことになるが、調べたところ、関東だけを取り上げても、市立の特別支援学校が設置されていないのは本県だけである。設置義務は都道府県にあるにしても、中核市である宇都宮市と何らかの協

議は必要なのではないか。

児童相談所と同じく、中核市との役割分担の全体的な見直し協議を行うべきである。教育委員会、知事部局の取り組みを促したい。

※また、当然ながら、軽度の知的障害の生徒だけでなく、重度、重複化の子どもたちへの対応も同時に考え、注力していかなければならないと思う。

いわゆる「自立活動」に対し一層の取り組みを要望する。

※特別支援学校、学級に通学している生徒たちにとっても、今回の第 1 回卒業生の、努力して高度な職業訓練を受けることで就職でき自立していけるという姿を見ることは、将来への希望となり、自分への自信につながると思う。

<最後に>

希望する子ども達が等しく高等特別支援学校に通える環境、少なくとも、同程度のカリキュラムを受講でき技能を修得できる環境を整えていかなければならない。

一人でも多くの生徒が、個々の適性に合った企業に就労し、定着できるよう、しっかりと支援に取り組んでいただきたい。

## 6. < 高大接続改革を見据えた高校教育の充実 >

変化の激しいこれからの社会に対応できる人材を育んでいくためには、教育環境を向上させる不断の努力が必要であると思います。そして学びの量とともに学びの質や深まりを目指す取り組みが行われなくてはなりません。

2014 年 12 月に「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」という中教審の答申を受け、国において高大接続改革が進められています。

このような中、2017 年7月に文部科学省から「平成 33 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」が示され、現在の大学入試センター試験に代わって、2021 年度入試から「大学入学共通テスト」の実施が決定しました。この試験は、今まで同様の知識・技能の評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うとされています。また、大学個別の選抜では、主体性・多様性・協働性などを試せるように多面的・総合的な評価を行うよう求められています。

子どもたちが、何を知っているか、だけではなく、知っていることを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか、という視点から、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力や人間性など、

情意や態度等に関わる全てを、いかに総合的に育んでいくか、大学入試への対応も念頭に、しっかりと議論し準備していかなければなりません。

特に、高等学校における教育課程の改善は益々重要となり、本県においても高大接続改革を念頭に置いて、組織としての確かつ速やかに対応していかなければならないと考えます。

そこで、県教育委員会では、高大接続改革を見据えた高校教育の充実に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

(再質問・要望)

※「高大接続改革」とは何か。

・大学入試改革も含まれているが、それだけではない。  
・「高等学校教育」と「大学教育」、そしてこの両者を接続する「大学入学者選抜」を、連続した１つの軸として、一体的に改革するもの、と定義されている。

※なぜ「高大接続改革」が必要か。

・「高等学校教育」と「入学者選抜」は一緒に変わる必要がある。大学入試が変わらないと高校教育が変わらない。  
・少子化、国際競争の進展の中で、大学教育の質的転換(しっかりと学ぶ教育へ)が必要である。

つまり、「学力の 3 要素を育成する高校教育⇒学力の 3 要素を多面的に評価する大学入学者選抜⇒高校までに培った力を更に向上・発展させ、社会に送り出すための大学教育」という流れを確立していくことが必要である。

そこで、現場の先生方にとっては、子どもに育成すべき資質・能力を整理し、実際に育成していくために何を学ぶかという指導内容を検討する、という大変大きな仕事になる。

先生方の指導力向上に対する取り組み、支援はどのように行っていくか、が重要となる。

その方法として、他県の学校の取り組み、他の先生の授業を参考にするのも一つであろう。具体的には、電通や JTB といった大手民間企業もこの分野で様々な教育プログラムを提供し、教員の指導力向上、アクティブラーニングの実施に役立っている。調べたところ、学校単位で、あるいは広く自治体単位で、各先生が自由に見て学ぶことができるネット上のプログラムもある。これらの導入は、効果の早期発現につながると思う。

このような指導力向上につなげるシステムを導入するなどの支援体制を整えていくことも必要ではないか？

部活動のように、優れた外部人材を活用することも、場合によっては有効ではないか？

また、指摘した通り、先生方の指導力向上はもちろん大事であるが、学びを推進するエンジンは子どもの学びに向かう力であり、これを引き出していくためには、学びへの興味と努力し続ける意志を喚起することが重要である。

過去に行った学力向上に関する質問で、勉強が好きだ、勉強は大切だと思う、と答えた子どもの学力が高いのはある意味当然の結果であるが、学校が好きだ、学校が楽しい、と答えた子どもも学力が高いという調査結果に触れた。こういう環境をいかに創り出していくかは保護者や地域と一体となって学校が努力していかなければならない。

#### ※平成 31 年度の組織改編

・義務教育・高校教育の諸課題への対応力強化のための体制整備

2020 年度以降に順次実施となる「新学習指導要領」への円滑な移行など、義務教育、高校教育の課題等に的確に対応するため、教職員課 及び 学校教育課を「義務教育課」および「高校教育課」に改組する。